エアコン設置申請前の確認事項

1 室外機を設置できる場所

室外機はベランダに設置してください。ただし、緊急時の避難経路となっていますので、避難の妨げとなるような場所(避難ハッチの上下避難経路範囲、避難器具等の使用範囲、隣の住戸との仕切板前など)には設置できません。

2 室内機の設置について

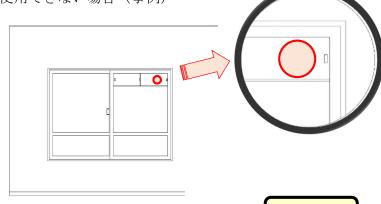
室内機はネジ・ビス止めなどでしっかりと固定し、落下等の事故が無いように十分 注意してください。また、既存の壁内電気配線などにもご注意ください。

3 外壁の貫通(冷媒管の配管)について

- (1) 外壁への新たな穴あけはできません。
- (2) 既存の貫通スリーブ(換気口など)を利用して設置してください。 注意)住宅に貫通スリーブが**1カ所のみの**場合は使用できません。 1LDKなど小さい間取りの住宅では、特にご確認をお願いします。

(3) 貫通スリーブ(換気口など)が使用できない場合(事例)

ア 換気小窓を利用する



イ 窓パネルを使用する

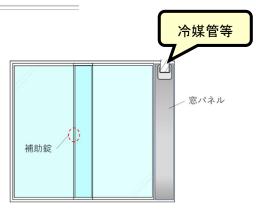
※注意事項

- ・鍵は補助錠を設置してください。 (1階の場合は防犯上の検討が 必要です。)
- ・気密性や遮音性など低下します。



※注意事項

・コンセント増設が必要な場合は『市営住宅模様替等許可申請書』のコンセント 設置にチェックしてください。(エアコン設置のチェックは**不要です**。)



4 エアコン専用コンセントについて

- (1) 住宅にエアコン専用コンセントはありませんので、新たに設置する必要があります。
- (2) エアコン用ブレーカーは単独回路としてください。
- (3) 未使用(予備)のブレーカーがなく、また新たにブレーカーを設置するスペースがない場合には、分電盤を交換する必要があります。なお、お問い合わせについては、各地区の指定管理者へお願いします。
- (4) 分電盤からエアコンまでの配線については、原則として露出配線としてください。 配線のルートがなく、やむを得ず間仕切り壁等に穴あけなどを行う場合は最小限の 範囲としてください。
- (5) コンセント増設に伴う電気工事は入居者のご負担となります。
- (6) 200V のエアコン設置はできません。

5 原状回復について

設置したエアコン、コンセント、配線、ビス・ボルト等は退去時に入居者のご負担で撤去してください。なお、退去時の原状回復で発生する補修費の負担額は、**通常の原状回復費用とは別に目安として 10 万円前後上乗せして発生(各設備の設置状況や退去時点の物価等により変動)する**ことをご理解ください。詳細な金額は実際の退去時に、各地区の指定管理者へお問い合わせください。